ISSN 0289－4130

研究紀要

第36号

古墳時代前期における方形周溝墓の造営単位と群構成
－中耕・広面遺跡の検討－　福田　聖

埼玉県における古墳時代の祭祀遺跡
－調査と研究のあゆみ－　大谷　徹

埼玉県北部の四面廂建物　田中広明

防災建築物「水塚」の考古学的研究
－加須市本田遺跡の発掘調査－　青木　弘

2022

公益財団法人　埼玉県埋蔵文化財調査事業団

目　次

序

古墳時代前期における方形周溝墓の造営単位と群構成　……　福田　聖（1）
－中耕・広面遺跡の検討－

埼玉県における古墳時代の祭祀遺跡　……　大谷　徹（47）
－調査と研究のあゆみ－

埼玉県北部の四面廂建物　……　田中広明（67）

防災建築物「水塚」の考古学的研究　……　青木　弘（89）
－加須市本田遺跡の発掘調査－

埼玉県北部の四面廂建物

田中　広明

要旨　身舎の四周に廂を設けた「四面廂建物」は、邸宅の主殿や寺院の諸堂、社殿などに奈良、平安時代を通じて採用された。宮都以外にも列島各地に存在するが、この建物は、竪穴住居が主体の東国では異彩を放っていた。

そこで本稿は、この特殊な四面廂建物について、まず復元的検討を行った。そして、埼玉県北部（北武蔵地域）という小地域において、建物造営の系列化について検討を行った。その結果と付属建物の配置、遺跡の性格等を考慮し、宗教施設と居住施設の系列の相違を明らかにした。なお、埼玉県北部をあつかったのは、列島内において、房総半島とともに四面廂建物が集中しているからである。

さて、復元的検討では、共通する建築工程を明らかにし、柱穴の配列（平面プラン）から軸部の構造、床の張り方、廂と縁、屋根の造りなどの復元手順を明らかにした。つぎに、復元手順に基づき埼玉県北部で確認された 12 遺跡 20 例を考察し、7 つの特徴を導き出した。そして、建物の変遷図を作成し、そこから 5 つの特徴を読み取り、北武蔵という一地域でも複数系列を抽出することができた。

その結果、①三間四面屋の一部に宗教的施設があり、奈良時代後半に登場し、平安時代までみられること、②飛鳥、奈良時代の郡家や国府の館主殿、政庁正殿は、平安時代の豪族居宅の主殿へ継承されなかったこと、③豪族居宅の主殿は、10 世紀後半以降、柱穴の小型化、柱の小径木化が進み、中世の主殿建物へつながる可能性があることなどがわかった。

今後、宮都や国府などの建物との比較、同じく四面廂建物が集中する房総半島の諸例との比較などを行い、型式学的な連続性をさらに明らかにしていきたい。

はじめに

「伏廬」の竪穴住居と、わずかばかりの掘立柱建物で構成される東国にあって、四面廂建物は特別な建物であった。

そのため、四面廂建物が発見されると、国府や郡家の政庁や館、古代寺院の金堂や講堂、古代豪族の居宅が取り沙汰され、その役割や性格を論じられることが多い。

たとえば、四面廂建物が発掘された遺跡について、ほかの付属する建物や出土遺物の特殊性を論拠として、政務や居住の主殿や脇殿、宗教施設としての仏殿や神殿などの役割や性格が論証されることである。

このような、古代の四面廂建物であるが、平成 23 年、独立行政法人奈良文化財研究所が、その諸課題について研究集会を行い、その後、『四面廂建物を考える』としてまとめられた（奈良文化財研究所　2012）。とくに、東日本の実例については、江口桂氏により詳細にまとめられ、その論考が、同書に収められている（註 1）。

その資料集によると、北（東）は岩手県の志波城跡から南（西）は鹿児島県（大隅国）の建山遺跡までみられ、畿内を除くと東日本に調査事例が圧倒的に多く偏る。これは、発掘調査件数の差を考慮しても、東日本、とくに関東地方および周辺地域の特質と考えられる。

さらにその分布を詳しくみると、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県などにみられる。

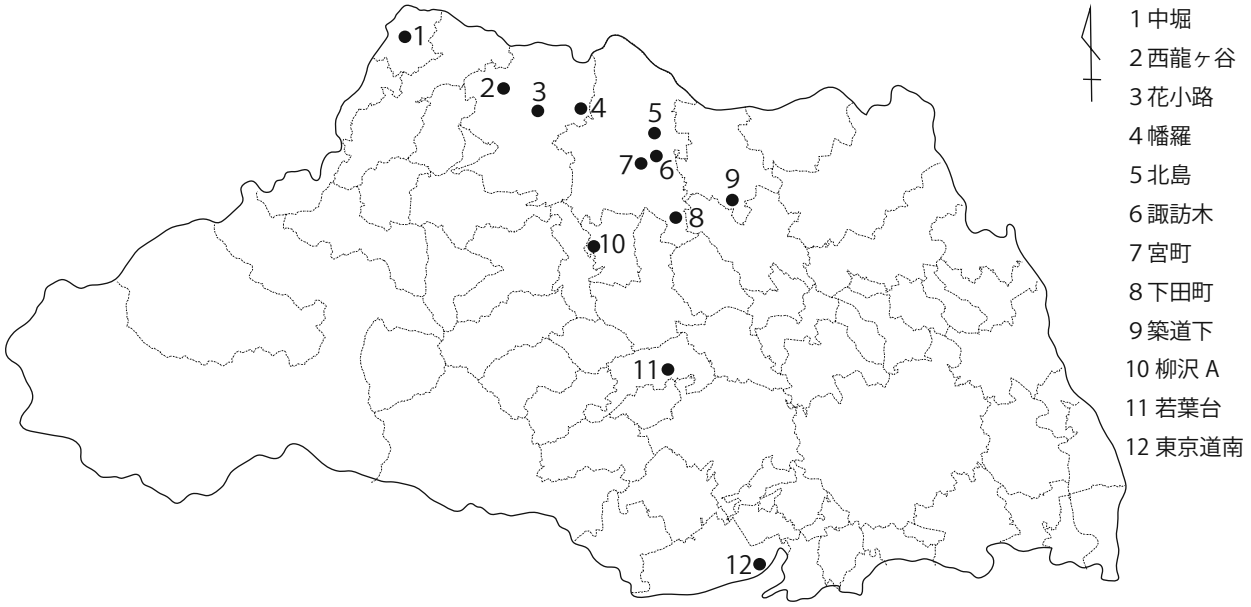

第１図　埼玉県の四面廂建物分布

この分布の中で、官衙の政庁正殿や国司館などのように国府、郡家に造営された四面廂建物を除く、つまり集落や豪族の居宅、初期庄園のような経営拠点に造営（建立）された四面廂建物に限ると、千葉県と埼玉県に集中する。それも千葉県は、上総国と下総国の隣接地帯、埼玉県はいわゆる「北武蔵」(註２)にあたる県北部に集中する(第１図)。

このことは、この地域が四面廂建物を建築した機会が多かったこと、連続して共通型式の建築が、反復して造営された可能性が高いことを示す。つまり、型式学的な連続性を追えるかもしれないのである。それを論証するため本稿では、以下の手順で検討することとした。

まず、四面廂建物の建築工程と構造について基本的姿勢を確認（第１章）し、個々の遺跡について柱穴の配置（並び）から建物の復元を吟味した（第２章)。そのうえで、建物の型式学的な特徴と変遷を確認し、復元から推定される宗教施設としての四面廂建物、居住施設としての四面廂建物を検討した（第３章)。

なお、先に述べたように本稿で検討したのは、国府の国司館や郡家の館ではなく、東国農村に造営された豪族の居宅、あるいは、仏堂や社殿である。

本来ならば、型式学的連続性は、国府や宮都の邸宅や仏殿などから追究すべきである。しかし、地方において、型式の変異がどのように起こったのかを検討することで、祖型を型式学的に遡及することも可能となるはずである。

本稿は、そうした意図のもと、発掘調査された建物が、柱穴の平面形態だけを議論するのではなく、今後、復元的考察を経た議論に昇華させたいと願い筆を執った。

１　四面廂建物の建築工程と構造

１－１　建築工程

建物は柱穴のみが、遺構として残る場合が多い。柱穴だけから建物を復元しようとしたとき、建築工程を考慮しなければいけない。建築工程とは、①建築材料（資材）の入手、②建築部材の加工、③柱穴の掘削、④柱をすえ部材を組み立てる建て方、⑤屋根や床板、壁板を張る外装、⑥扉や蔀戸などの建具をはめ込む内装などの工程である。

まず、①建築の資材は、材木だけではない。屋

根葺きの萱や土壁の土などもある。近隣に良質な材木がなければ、遠くの杣山で伐採し、施工場所へ運搬する必要がある（註３）。

つぎに、②部材の加工である。四面廂建物は、特殊な建築であり、建築の機会や需要が限られることから部材の加工には、ある程度熟練した人物があたったと考えられる。鑿や槍鉋、手斧などを巧みに用いた技術者は、たとえば、藤原京や平城京などに上り、寺院や邸宅の建設に携わり伝習を積み成長した調庸の民や、農村に住む器用な人物が考えられる。

そして、③柱穴の掘削は、建物の平面形や軸組の構成によって、柱穴の位置を確定し、柱の大きさや長さにあわせて、深さや大きさを決めて掘削する。柱穴を掘ることに高い技術はいらない。江戸時代は、黒鍬者とよばれた人たちや村の人々が共同で作業にあたった。今の基礎工事にあたる。

掘削後は、④柱を据え、梁や桁を渡したのち、穴を埋め柱の根方を固定する。梁の上に扠首を組み、または束を置き、棟木を渡す。梁と桁の順番、開口部の楣や梱の組み合わせなどは、②の部材加工に携わる者が主導し、順序や手順を指揮した。そうした人物には、どれも癖のある部材をまさに、適材適所に組み上げていく技量が必要とされた。

建物の軸部が組みあがると、⑤小屋組み、床組みなどを行い、屋根材を葺き、壁板を落とし込み、床板を張った。草屋根の場合、それまで農村で培われてきた技術を用い、共同作業で行われたと思われるが、瓦葺や板葺き、檜皮葺き、柿葺きなどは、別に瓦の生産や板、柿、檜皮、竹釘などの生産が加わり、それぞれに相当の技術が必要となる。なお、ここで検討する北武蔵地域の四面廂建物は、すべてが掘立柱建物であり、また瓦葺建物はみられない。

そして最後に、⑥蹴放しと楣の間に扉や蔀などの建具をはめ、開口部を閉じた。

ところで、発掘調査で明らかとなる柱穴は、③の工程であり、④や⑤についても推定できる。柱穴から建築者が、どのような建築物を建てようとしたのか、その意図を読み取ること、建築遺構の復元を通じて、型式学的に建物を位置づけることが、本稿の本旨である。

１－２　四面廂建物の構造

ここでは、発掘調査報告書に基づいて、つぎの①から④を検討し、軸部の構造、床の張り方、廂と縁、屋根の造りなどを推定したい。

①桁行と梁行の柱通り　まず、身舎と廂の四隅（柱芯）をそれぞれ結び、柱通りを確認する。直線上に柱通りが揃うなら京呂組み（柱＋桁＋梁の順）、揃わなければ折置組み（柱＋梁＋桁の順）となる（註４）。

また、身舎と廂が京呂組で身舎柱と廂柱が対となり、身舎柱が廂柱より高ければ身舎柱から繋ぎ梁（虹梁）を伸ばし、廂桁の上にのせる（註５）が、対とならないならば身舎柱から繋ぎ梁を廂桁にわたした。

なお、身舎柱と廂柱の長さが同じならば、柱の上に三手先組物を組み、身舎桁から廂柱の上に虹梁を渡したと考えられる（註６）。その上に桁を置くか、身舎柱に長押を組み、長押と廂柱に繋ぎ梁を渡したと考えられる。

②身舎柱（穴）と廂柱（穴）の規模　柱を据えた柱穴の規模は、おおむね柱の径や深さに比例する。身舎柱の径と廂柱の径は、三通りの組み合わせがある。

Ⅰ類　身舎と廂の柱径が等しいか、やや廂柱径が小さい。廂の柱も棟から下る屋根を支えた。身舎と廂の屋根が一体となる下屋造り的な構造が推定できる。

Ⅱ類　身舎の柱径は大きいが、廂の柱径が小さい。この場合、つぎの三つが考えられる。（ア）身舎と廂の屋根を一体に葺いたならば、屋根荷重に耐えられる軽量素材が用いられた。（イ）身舎と廂は、別の屋根（付け廂）であった。（ウ）廂

の柱は、廻り縁の束柱であった。ただし、神社本殿の縁のような幅広の縁を想定したい。

Ⅲ類　身舎と廂の柱径がともに小さい。柱径が小さいと簡易的な建物や仮設の建物（仮屋）と考えられがちであるが、必ずしもそうではない。中世には、小型柱穴の建物が、普遍的になるからである。ここでも身舎と廂が一体となる下屋造り的な構造を考えておきたい。

③平と妻の廂幅　平側と妻側の廂幅が一致する場合は、屋根勾配も同一である。しかし、異なる場合は、屋根勾配も異なると考えられる。

④屋根の形　身舎と廂の隅柱を結び延長した線の交点が、身舎の隅から二番目の梁にかかるならば、その梁の上に扠首や小屋束を置き、棟を載せ、下り棟を下せるので寄棟造りとなる。いっぽう、交点が梁上になければ身舎を切妻とし、廂は四方に下る入母屋造りとなる。また、妻の廂柱が身舎柱と同規模であったり、棟筋と一致したりする場合は、切妻造りと考えたい。

⑤床の構造　身舎の内に柱穴がみられる場合、安易に間仕切りの柱穴とされることがある。しかし、この柱穴が対向する平側の柱や妻側の柱を結んだ線上にある場合、床束の柱穴と考えられる。その線上に大引きを渡し床板を張ったと考えられる。

なお、床張りの仏殿は、東大寺法華堂（天平20年<748>ごろ）が最古とされ、それ以前は土間や塼敷きであり、仏教の作法が座式へ転換したことと関わるといわれている。また、塔に床が張られるのは、承安元年（1171）の一乗寺三重塔が最古とされる（村田2006）。このことから、床張りが想定される四面廂建物が、奈良時代の場合、邸宅や館の主殿か、それらが転用された仏殿、例えば床を取り外して土間としたことなどが考えられる。

以上の建築工程と構造に留意し、個別事例について、復元的考察を進めていきたい。

2　四面廂建物の復元的検討

埼玉県北部（北武蔵地域）には、古代の四面廂建物が、12遺跡20例みられる。発見された遺跡の特色は、勅旨田の経営拠点（中堀遺跡）、幡羅郡家の館（幡羅遺跡）、豪族の居宅（諏訪木遺跡、北島遺跡、下田町遺跡、宮町遺跡）、元荒川の津寺（築道下遺跡）、丘陵の山寺（柳沢Ａ遺跡）、いわゆる「村落内寺院」（西龍ヶ谷遺跡、花小路遺跡、若葉台遺跡）（註７）などとまとめることができる。

２－１　深谷市幡羅遺跡

幡羅遺跡（知久2009）は、幡羅郡の郡家館院に営まれた館の主殿である。五間四面の建物であり、身舎、廂の側柱は、柱筋が揃うことから京呂組である。しかし、妻廂は身舎と柱が揃わず、折置組と考えられる。また、平側の廂幅よりも妻側の廂幅が狭く、屋根勾配が異なっていた。廂隅柱と身舎隅柱を結んだ線は、隅から二番目の側柱を結んだ線と交差しないことから、妻に扠首を組んだ入母屋造りと考えられる。

身舎の内には、床束の柱穴があり、床張りであったことがわかる。床束は、身舎の桁行右から３番目の南北柱を結んだ線に載る。まず梁行方向に大引きを渡し、その上に根太を桁行方向に渡し、さらに床板を梁行方向に張ったと考えられる。

２－２　坂戸市若葉台遺跡

若葉台遺跡（加藤2005）は、入間郡を代表する古代の拠点的集落であり、四面廂建物は、その北東端に建てられた。至近には、桁行六間、梁行二間の長屋（舎）がＬ字形に並んで建ち、やや離れて小型の三間屋が建つ。仏殿（村落内寺院）とみられている。

この建物は、四間四面の建物で身舎、廂の桁行は、柱筋が揃うことから京呂組みである。しかし、妻廂は隅柱を結んだ直線からやや外れ、身舎と廂の柱は対とならない。このことから、折置き組と考えられる。平側の廂が、妻側の廂に比べ幅が広く、屋根勾配は異なる。しかし、廂隅柱

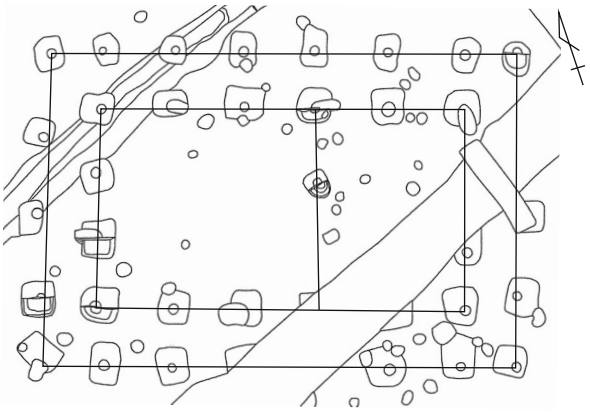

深谷市幡羅遺跡 47 号建物

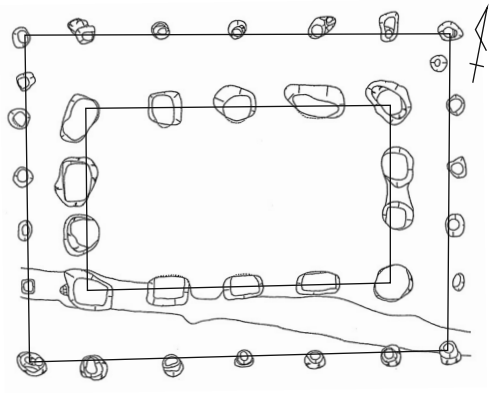

坂戸市若葉台遺跡Ｂ地点 2 号建物

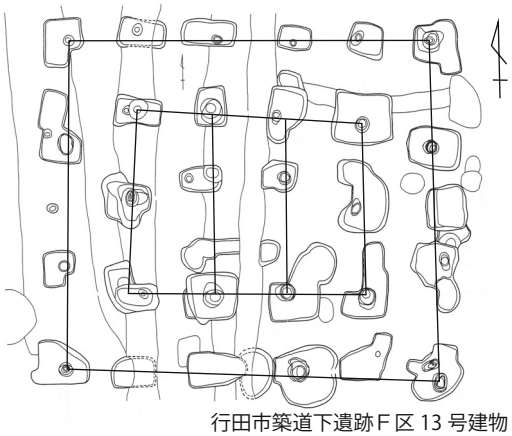

行田市築道下遺跡Ｆ区 13 号建物

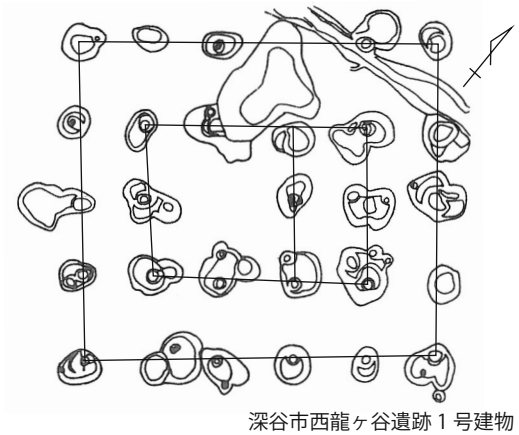

深谷市西龍ヶ谷遺跡 1 号建物

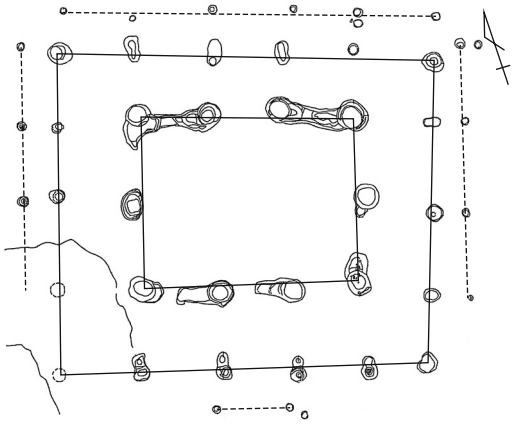

熊谷市諏訪木遺跡 8 号建物

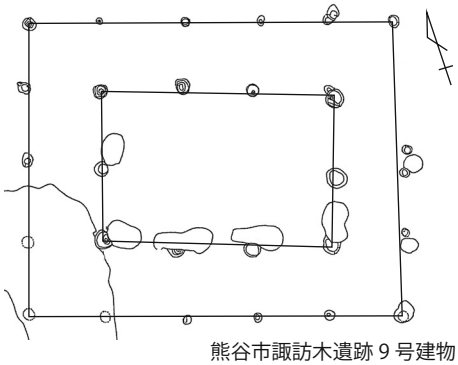

熊谷市諏訪木遺跡 9 号建物

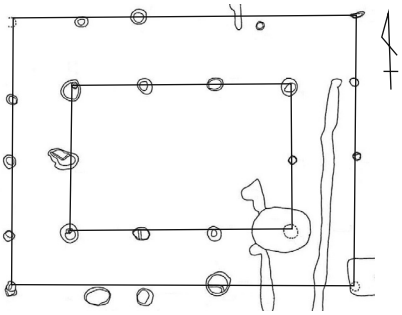

熊谷市諏訪木遺跡 28 号建物

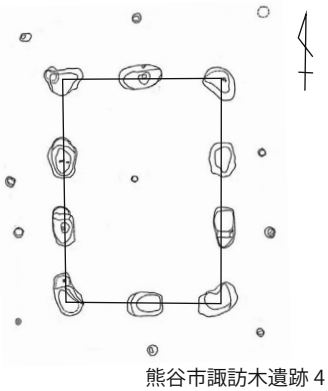

熊谷市諏訪木遺跡 4 号建物

第２図　四面廂建物の復元（１）

から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差することから、この建物は、ここに小屋束を立てた寄棟造りと考えたい。床組みの痕跡は見られない。

２－３　行田市築道下遺跡

築道下遺跡（劔持・山本 2000）は、古墳時代から古代にかけての遺跡である。元荒川の川筋に沿って、棟通りをそろえて屋や倉が、多数建ち並んでいた。元荒川は、埼玉郡と足立郡の境を流れ、その最上流に築道下遺跡は形成された。その川津に建つ港湾倉庫群と考えられる。

四面廂建物は、この集落の東端に建てられた。平面形は方形に近い三間四面の建物で、川津の宗教施設、津寺の御堂と考えられる。

身舎と廂の側柱、妻柱は、ともに柱筋がそろい京呂組みである。身舎と廂の側柱は対となるが、妻柱は対とならない。妻廂の梁は、身舎の妻柱から渡し、廂の桁に載せたと考えられる。

また、平側の廂よりも妻側の廂幅が短く、屋根勾配は異なっていた。さらに、廂隅柱と身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差しないことから、入母屋造りと考えられる。身舎の柱穴と廂の柱穴は大きく同等である。

身舎の内に二つの柱穴があり、桁行きの柱を結んだ線に載る。床束の柱穴と考えられる。床は、この上に大引きを渡し、桁行方向に根太を置き、その上に床板を張ったと考えられる。

２－４　深谷市西龍ヶ谷遺跡

西龍ヶ谷遺跡（佐藤 2006）は、榛沢郡の平安時代集落である。周囲に大形の建物はなく、単独で建てられた集落内の仏堂と考えられる。

三間四面の建物で平面形は方形に近い。柱穴は身舎、廂とも大型の円形である。身舎と廂の側柱、妻柱ともに柱筋がそろい、ともに京呂組である。また、身舎と廂の側柱、妻柱はともに対となり、身舎柱から廂柱へ繋ぎ梁が伸び、桁に載せたと考えたい。

さらに、廂の幅は、平、妻側ともに等しく、屋根勾配は等しかったと考えられる。廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線は、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差する。そのため、梁に小屋束を立てた寄棟造りと考えられる。身舎と廂の柱穴は、やや大きい。

身舎の内に柱穴があり、右から二番目の平側の柱を結んだ線に載る。この穴に床束を据え、その上に大引きを渡し、桁行方向に根太を置き、根太の上に床板を張ったと考えられる。身舎柱の内側にある小穴は、柱の添束である。その上に大引きを置き、根太を載せた。同様な添束の柱穴は、中堀遺跡 42 号建物にみられる。

２－５　熊谷市諏訪木遺跡

諏訪木遺跡（吉野 2001）は、大里郡の古墳時代から古代の集落遺跡である。小河川沿いに複数の「院」があり、そこに四面廂建物が造営された。院の周囲には、並走する二条の区画溝が方形にめぐり、築地となっていた。四面廂建物は、四棟が報告されている。しかし、9 号建物は 8 号建物の建て替え、4 号建物の周囲をめぐる柱穴は、軒支えの柱穴、または足場穴と考えられる。ここでは、残る 8 号建物、28 号建物について考えたい。

8 号建物は、三間四面の建物で平面形は方形に近い。身舎の柱穴は大きいが、廂は小さい。身舎の柱穴は、円形である。身舎は平側柱の柱筋が通らず、折置組と考えられる。いっぽう、廂柱は平、妻側ともに柱が通り、京呂組である。身舎の平側柱と廂の側柱は対になり、身舎と廂の桁に繋ぎ梁を載せたが、妻側と廂の柱は対とならない。身舎柱からの繋ぎ梁は、廂の桁に載せたと考えたい。

また、西面、南面廂の幅は等しいが、北面、東面は狭い。廂の屋根勾配が、それぞれ異なっていた。妻中央の柱は柱筋から外れ、いわゆる棟持ち柱とすると、切妻造りと考えたい。廂隅柱と身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差しないこと、その交点が棟通りとも

一致しないことも傍証となる（註８）。

なお、南面を除く廂の外側には、小柱穴が廂柱と対になって並ぶ。軒支えの柱穴、足場穴、または築垣の柱穴であろうか。南面には、中央部のみに小穴がある。階の柱穴であろうか。

28 号建物は、三間四面の建物で平面形は方形に近い。柱穴は身舎、廂とも小さい。身舎は、平側の柱筋が通り、京呂組とわかるが、廂はまばらで柱筋は通らない。また、身舎柱と廂柱は対となることもあるが、必ずしもそうではない。さらに、西面、南面の廂の幅は等しいが、北面、東面は広い。

この点は、8 号建物と逆であるが、廂の屋根勾配は、異なっていたことは共通する。西妻の中央柱は柱筋が外れるが、東妻のそれは通る。また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差しない。このことから切妻造りと考えておきたい。

ただし、柱穴が貧弱なことから、仮設建物の可能性も残しておきたい。

２－６　熊谷市下田町遺跡

下田町遺跡（赤熊・岡本 2004・2005）は、四面廂建物 4 棟が、集中して検出された。井戸跡から黒漆塗の壺鐙が出土したり、多量の緑釉陶器が出土したりした下田町遺跡は、国府の官人や平安京の院宮王臣家とのつながりが考えられる。たとえば地方豪族の居宅、または国司にかかわる「府外の館」などを考慮すべき遺跡である。

4 棟の四面廂建物は、概して柱穴が小さい。4 棟とも身舎と廂の桁行柱筋が通り、京呂組である。一見、2 号建物と 6 号建物が、L 字形に配置されたように見える（第５図）。しかし、2 号建物の中央部を 5 号井戸から 3 号溝がジグザグに流れていたことになるため、3 号溝と 2 号溝は重複関係にあり、3 号溝廃絶後、2 号建物を造営したと考えたい。

とするならば、3 号溝は 7 号建物の西を南、西、南、西とジグザグに流れ、調査区外へ延びたことになる。この溝から酸化炎焼成の須恵器坏が、多量に出土したことなどから、棟をそろえる 6 号、7 号建物にかかわる曲水と考えたい。

ところで、四面廂建物の 6 号建物と桁行を平行して建つ 7 号建物は、6 号建物と共通の五間屋である。7 号建物は、6 号建物の前殿、または、西面廂の延長空間、つまり 2 棟を一体とする双堂建物、神社建築ならば、拝殿と本殿といった組み合わせだろうか。しかし、柱穴が極めて小さいことから、握舎のような仮設建物と考えておきたい。中世の掘立柱建物が、小柱穴であることを考えると、その萌芽とも考えられる。

いっぽう、2 号建物は、七間四面の東西屋である。身舎の柱穴は中規模だが、廂の柱穴は小規模である。しかし、身舎、廂とも桁行の柱通りがよく揃っており、京呂組であったことが分かる。また、身舎と廂の側柱、妻柱はともに対となり、身舎柱からそれぞれの対となる廂柱へ繋ぎ梁が伸び、桁に載せていたと考えたい。

ただし、南面廂の幅が西に比べ東が狭く、平面形が台形であること、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差しないこと、棟通り線が、西廂中央の柱穴と一致することから、屋根は入母屋造り、または切妻造りと考えたい。南面廂の軒の高さが一定と仮定すると、桁の高さを東と西で調整し、屋根勾配や軒の高さは変えなかったと考えられる。

ところで、三間四面の 6 号建物と五間四面の 22 号建物は、よく似た構造の建物である。ともに身舎と廂の柱筋が通る京呂組であり、身舎柱と廂柱が対となる南北棟である。柱間は 6 号建物に比べ 22 号建物が狭いが、規模は共通する。柱穴の規模は、22 号建物が身舎、廂ともにやや大きい。

22 号建物は、隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差することから、寄棟造りの可能性がある。しかし、6 号建

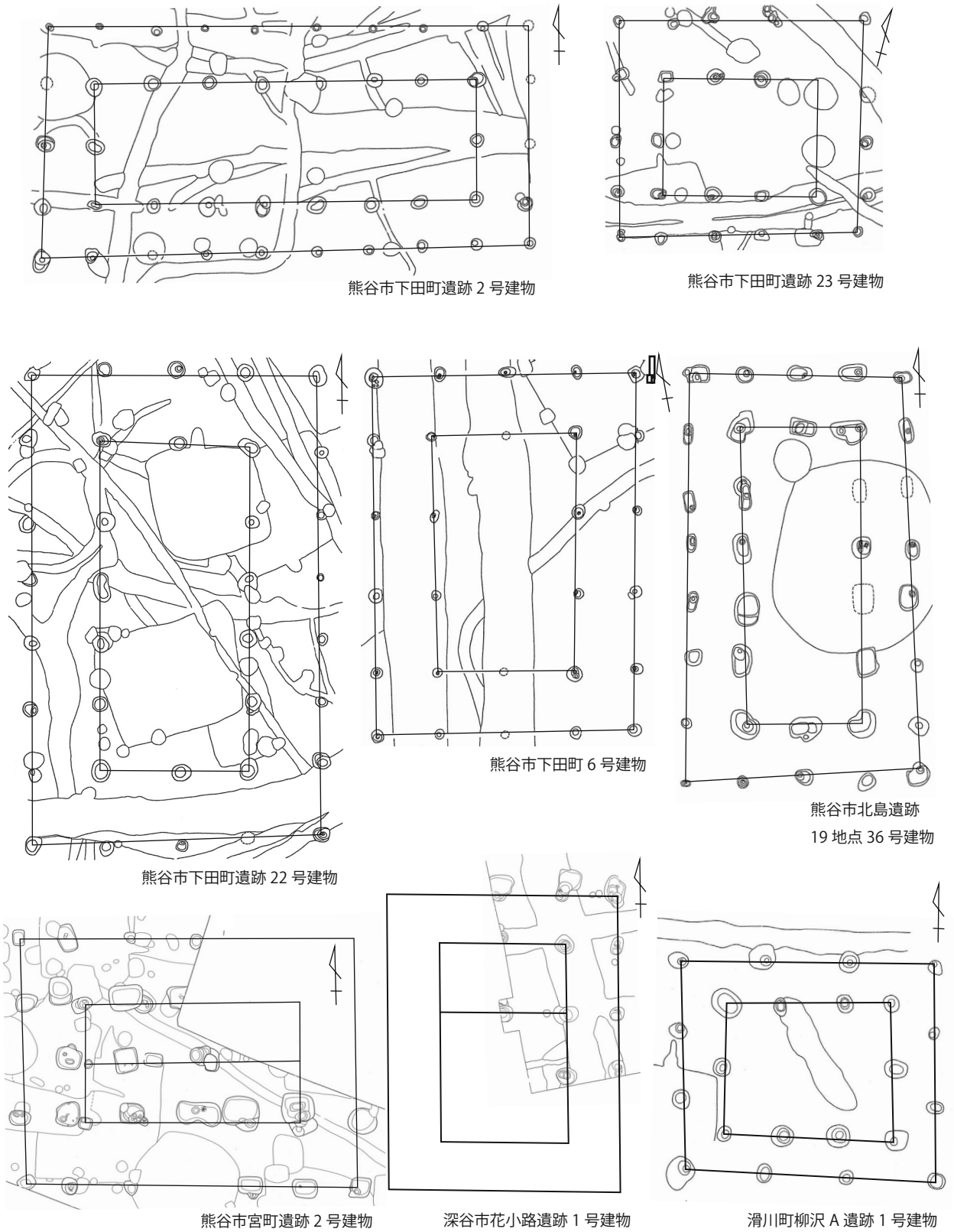

第３図　四面廂建物の復元（２）

物は、その線上で交差しないため入母屋造り、または切妻造りと考えたい。なお、6号建物の棟通りは、重複する溝によって柱が失われている。

さいごに、23号建物について触れておきたい。23号建物は、三間四面の東西棟と報告されているが、他の遺構との重複によって失われた柱穴が多く、やや不安定である。報告に従うと身舎と廂は、京呂組であったこと、南面廂を除き、身舎と廂の柱が対とならないこと、隅柱が小さなこと、南面廂が北面廂に比べ狭いこと、平面形が台形であることなどの特徴を確認できる。

身舎と廂の柱筋が揃わないことは、身舎柱から廂桁へ繋ぎ梁が掛けられたことで理解できる。また、南面と北面の廂幅の違いは、軒の高さが同一だったとすれば、桁の高さで調整したと考えられる。さらに、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の側柱を結んだ線上で交差することから、寄棟造りと考えられる。

平面形が方形に近いことからここでは、仏堂的な建物を考えておきたい。

2－7　熊谷市北島遺跡

北島遺跡（田中2002）は、東山道武蔵路から分かれた「傳路」にいくつかの「院」が取り付く集落遺跡である。この遺跡には、豪族の居宅や宗教的空間、集落や耕作地等が複合して形成された。

とくに19地点では、平安時代の9世紀後半、二重の方形区画溝（築地）で囲まれた空間が発見された。この東辺築地の東南部には、四脚門が設けられ、東辺築地に平行して四面廂建物の36号建物が建てられた。

36号建物は、五間四面の建物で身舎柱は大きいが、廂の柱はやや小さい。身舎と廂の柱筋は、やや通りにくい。しかし、身舎柱と廂柱は対となる。まず、柱に梁をかい、桁を載せて身舎を折置組で建てたのち、身舎柱の斗、または枘穴に繋ぎ梁をかい、その上に廂桁を載せ、折置組としたと考えたい。

この建物も西面と東面の廂幅が南に比べ北が狭く、平面形が台形である（註9）。軒の高さは、均一と仮定すれば、桁の高さで調節したと考えたい。また、廂隅柱と身舎隅柱を結んだ線の延長が、隅から二番目の側柱を結んだ線の上で交差しない。廂の中央柱が身舎柱に比べ貧弱であり、廂の柱が棟を支えたとは考えにくい。入母屋造りと考えたい。

2－8　熊谷市宮町遺跡

宮町遺跡（木戸2010）は、延喜式内社「高城神社」が至近にある平安時代の集落遺跡である。竪穴住居や井戸などが複雑に重複するが、多数の緑釉陶器も出土しており、9世紀後半の豪族の居宅、または国司の「府外の館」のような遺跡と考えられる。

建物の復元が難しいが、四間四面の東西棟が発見された。この2号建物の東には、三間屋の3号建物がL字形の配置、西には二間屋の1号建物が棟をそろえて建てられた。

2号建物の身舎は、重複する8号建物と平面形や規模がほぼ共通する。8号建物は廂がなく、柱穴は大型で柱は抜き取られていた。柱は2号建物の身舎として、そのほかの部材とともに転用されたと考えたい。

身舎と廂の側柱は柱通りがよく、京呂組と考えられる。しかし、身舎と廂の柱は対とならず、中央から左右に振れて配置された。身舎柱から斗、または枘穴で廂の梁は、廂柱上の桁に掛けられたと考えたい。また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上で交差することから、入母屋造り、または寄棟造りの建物と考えられる。身舎の棟通りの柱が小さなことは、寄棟造りと考えるべきであろうか。

ところで、身舎の内側、二つの柱穴が、棟通りの線上にみられるが、桁行の柱間と揃わない。床束の柱穴と考えたい。この上に大引きをわたし、その上に対となる身舎柱に根太を載せ、床板を桁

行方向に張ったと理解したい。同様に廂柱も床梁を張り、床板を長手方向へ張ったと考えたい。

２－９　深谷市花小路遺跡

花小路遺跡（知久 2008）は、深谷市西大沼の集落遺跡である。調査区の制約から建物の一部が調査されただけだが、四面廂建物と考えられる。床束を持つ９世紀後半の建物と報告されている。ここでは、三間四面の南北棟として復元を試みた。

身舎と廂の側柱は、柱筋がよく通ることから、京呂組と考えられる。しかし、身舎と廂の柱は必ずしも対とはならず、繋ぎ梁を廂の桁に載せたと考えたい。身舎中央の柱穴は、梁行方向に柱筋が通ることから、この方向に大引きを載せた。

また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上で交差しないことから、入母屋造り、または切妻造りと考えられる。さらに、廂柱が身舎柱と同規模であることから、切妻造りと考えるべきであろうか。

２－10　滑川町柳沢Ａ遺跡

柳沢Ａ遺跡（植木 1997）は、比企丘陵の尾根に営まれた集落遺跡である。丘陵頂部付近に三間四面の１号建物、やや低い尾根上に竪穴住居群が営まれた。立地や竪穴住居から須恵器の仏鉢が出土したことから、仏堂と考えられる。

身舎と廂は、柱筋がよく通ることから京呂組と考えられる。ただし、身舎と廂の柱は対とならず、身舎柱から廂へ伸びた繋ぎ梁は、廂桁に載せたと考えられる。また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上で交差しないことから、入母屋造り、または切妻造りと考えられる。身舎の棟通りに廂の柱がないことから入母屋造りと考えたい。

なお、小屋組みは、扇垂木と考えられる。この建物は、規模や構造、奈良時代の建物であることから、床は張らない建物と考えたい。

２－11　上里町中堀遺跡

中堀遺跡（田中 1997）は、御陣場川沿いに営まれた大規模集落で、平安時代、武蔵国に設置された勅旨田の経営拠点と考えた遺跡である。８棟の四面廂建物を検出した。そのうち、４号建物が二間四面の御堂、そのほかは、すべて三間四面の南北棟である。

①１号建物　身舎と廂の平側は柱通りがよく京呂組だが、妻廂は柱筋が通らない。また、身舎と平側の廂柱は対となるが、妻側の廂柱は対とならない。身舎柱に枘を穿ち、繋ぎ梁を廂にかけ、その上に妻廂の桁を渡したと考えられる。

なお、東廂の側柱が、３回にわたって建て替えられている。東廂の廂または床にかかる荷重が大きかったか、負荷が繰り返しかかったためと考えたい。それは、Ｌ字形に配置された四間屋（２号建物）の存在であろう。２号建物は、身舎の内に床束を配置し、桁行方向に大引きをわたし、根太を置き、床を張った建物である。

また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線は、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上で交差しない。廂の幅が、東西、または南北で異なるからである。そのため、入母屋造りと考えたい。建物の北半に沿って雨落ち溝が巡ることもその傍証となる。

②３号建物　身舎と西廂の側柱は良く通るが、そのほかは柱筋が通らない。また、身舎と廂の柱は対にならない。身舎は京呂組だが、廂柱は、折置組と考えたい。さらに廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線は、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上で交差しないこと、東西の廂、または南北の廂で幅が異なることから、屋根勾配が異なる入母屋造りと考えたい。

③４号建物　身舎の柱間は、桁行、梁行ともに二間の方形建物であり、四周に廂が巡ることから四面堂と考えられる。しかし、四面堂ならば、通常、中央の柱間に観音開きの扉を設ける都合から一間、三間、五間と奇数の柱間となる。ところが、４号建物は、二間四方である。この建物

がほかの四面堂と同様、中央に観音扉を設けるためには、以下の構造であったと考えたい。

まず、床の高さまでの長さの柱をすえ、床桁、床梁を組み、その上に台輪を置き、台輪に枘穴を穿ち、柱間が三間となるように一面に四本の柱を据え、梁や桁を組んだ。また、廂柱は、柱筋が通っていることから、まず廂桁を置き、その上に繋ぎ梁を置く京呂組としたと考えられる。なお、身舎の柱穴に比較し、廂柱が小さく、柱間もまばらであることから、縁束の可能性が高い。

また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線は、身舎の北と南の中央柱を結んだ線上で交差する。南北方向の短い棟をもつ寄棟造りか、方形造りと考えられる。幅広の廂(縁)は、軒の深さを象徴する。東面する四面堂と考えたい。

なお、4号建物は、火災にあっており、柱穴の一部に炭化材が残っていた。また、東廂の東南に大量の土師器、須恵器、灰釉陶器などの食器が、重なるように焼土とともに出土した。仏堂であるとともに、多量の食器を保管した建物であったと考えたい。

④42号建物　身舎と廂は平、妻側ともに柱がよく通り、京呂組と考えられる。ただし、廂の四隅の柱から二番目の廂柱は、内側に寄っており、身舎柱に枘を穿ち、繋ぎ梁を廂にかけ、その上に廂の桁を渡したと考えたい。

身舎の内側には、棟通りを西側に外れ二つ、西側柱に接して二つ、身舎柱よりもやや小規模な柱穴が掘削されていた。身舎の梁行方向の中間に設けられた床束と、西側柱に添えられた床束であり、その上に梁行方向に大引きを置き、棟通りに交差して根太を置き、床板を張ったと考えられる。

また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線は、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上で交差すること、廂の幅が、東西、または南北で一致することから、寄棟造りと考えたい。

⑤46号建物　身舎は平、妻側ともに柱がよく通り、京呂組と考えられるが、廂の柱の通りは良くない。また、身舎と廂の柱は対とならないことから、折置組と考えておきたい。廂幅も不揃いである。この建物の屋根は、身舎と廂が一体とならない付廂だったかもしれない。他の建物と比較しても小型であることも傍証となる。

⑥50号建物　身舎と廂は、平、妻側ともに柱がよく通り、京呂組と考えられる。身舎と廂の柱は、よく対となり、身舎柱から繋ぎ梁が渡されていたと考えたい。また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線は、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上では交差しないことから入母屋造りと考えたい。

身舎の内側には、大小25個の円形の穴がみられるが、棟筋や梁筋の線上にはなく、床束の柱穴とは考えられない。そればかりか、身舎の南西部の穴には、須恵器の大甕が据えられており、大甕のない穴も同様の甕据え穴と考えられる。地表面に直接大甕を据えたのだから、この建物に床は張られなかったと考えたい。

この建物も火災を受けており、床面からは、大量の須恵器甕の破片が出土した。ほかの穴は、身舎の西側に偏ることから、東側に入り口があったと考えたい。大甕は、液体、とくに酒の貯蔵容器であるから、この建物の少なくとも身舎は、気密性が高かったと思われる。廂は、低い床か土間と考えられ、作業空間として使用されたのだろうか。あるいは、大甕を据える神聖な建物として、荘厳化させたのだろうか。

四面廂建物が、仏殿や社殿、邸宅の主殿と考えるだけではなく、多様な機能、目的をもって造営された事例と考えたい。

⑦55号建物　身舎と廂は、平、妻側ともに柱がよく通り、京呂組と考えられる。身舎と廂の柱は、よく対となり、身舎柱から繋ぎ梁が渡されていたと考えたい。また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上

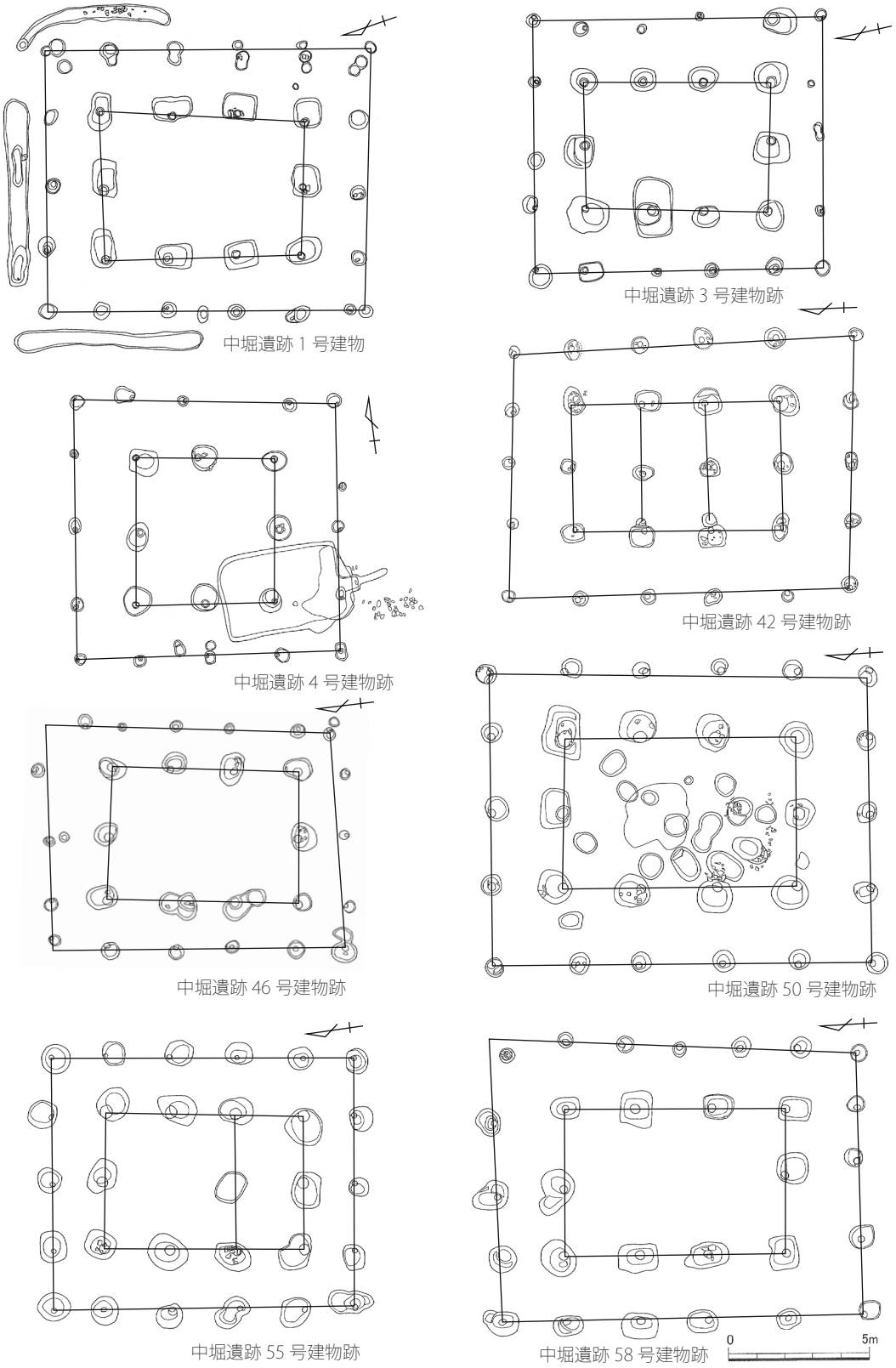

第 4 図　四面廂建物の復元（3）

で交差しないことから、入母屋造りと考えたい。

身舎の内側に柱穴がある。床束と考えられるが、棟通り、梁行とも一致するので、どちらの方向に大引きを渡したのか、明らかにできない。

⑧58号建物　身舎と廂は、平、妻側ともに柱がよく通り、京呂組と考えられる。身舎と廂の柱は、よく対となり、身舎柱から繋ぎ梁が渡されていたと考えたい。ただし、北東隅の柱は、内側に入り込んでいる。軸組の都合というよりも、柱材、または小屋組みの都合であろうか。

また、廂隅柱から身舎隅柱を結んだ線が、隅から二番目の身舎側柱を結んだ線上で交差する。入母屋造り、または寄棟造りと考えたい。

なお、身舎と廂の柱間寸法は、50号建物とよく近似する。部材を転用した建て替えの可能性がある。しかし、甕据え穴がみられないことから、その機能や目的は異なっていたかもしれない。同様に1、3、50号建物の身舎は、柱間寸法が近似する。造営に当たり、部材の転用を行った可能性を指摘しておきたい。

3　四面廂建物の特徴と変遷

3－1　四面廂建物の特徴

このように、熊谷市周辺の四面廂建物について、柱穴の配列から軸組の構造や小屋組み、床組みなどを考察した。その結果、以下のような共通点や相違点、特徴を見出すことができた。

①諏訪木8号建物、北島遺跡19地点36号建物は、身舎が折置組、廂が京呂組であるが、ほかは身舎、平側廂とも京呂組である。

②幡羅遺跡47号建物のみ妻側の廂が、折置組であるが、ほかは京呂組である。幡羅遺跡47号建物は、身舎の妻柱に長押を組み、廂柱との間に繋ぎ梁を張り、その上に桁を載せたと考えたい。

③幡羅遺跡47号建物、築道下遺跡F区13号建物、西龍ヶ谷遺跡1号建物、花小路遺跡1号建物、宮町遺跡2号建物は、身舎の内側に柱穴があり、床束の柱穴と考えられる。宮町2号建物は、桁行方向に大引きを渡したが、ほかは梁行方向に渡している。その上に大引き、または、根太を置き、床板を置いたと考えられる。

④身舎の内側に柱穴はないが、若葉台B区2号建物や北島遺跡19地点36号建物、諏訪木遺跡8号建物などは、床張りと考えられる。おそらく、身舎の柱穴が比較的大きいため太い柱に枘穴を穿ち、床梁を指し込み、根太を置き、床板を張ったのであろう。

⑤小屋組みについては、身舎と廂の隅柱の関係から、入母屋造り、寄棟造り、切妻造りが考えられた。（ア）入母屋造りは、幡羅遺跡47号建物、築道下遺跡F区13号建物、柳沢A遺跡1号建物、北島遺跡19地点36号建物、諏訪木遺跡8号建物、同28号建物などである。

また、（イ）寄棟造りは、西龍ヶ谷遺跡1号建物、宮町遺跡2号建物、下田町遺跡23号建物などである。

なお、下田町遺跡2号、6号、22建物は、入母屋造りか切妻造りか判断できない。

⑥建物の大きさは、身舎の平面形によって左右される。（ア）梁行三間、桁行四間以上の長方形、（イ）梁行二間、桁行三間のやや方形に近い長方形、（ウ）梁行二間、桁行四間または柱間の長い桁行三間の長方形、（エ）梁行二間、桁行五間以上の長い長方形となる。

⑦身舎と廂の柱穴の大きさは、（ア）大きな身舎の柱穴と大きな廂の柱穴、（イ）大きな身舎の柱穴と小さな廂の柱穴、（ウ）小さな身舎の柱穴と小さな廂の柱穴の三種がみられる。

3－2　四面廂建物の変遷

（1）の特徴に基づいて、建物の変遷図を作成した。なお、建物の時期は、あくまでも重複遺構や出土遺物などを考慮した発掘調査の成果、つまり発掘調査報告書の記述に準拠して配置した。もっとも考慮したのは、⑦身舎と廂の柱穴の規模であ

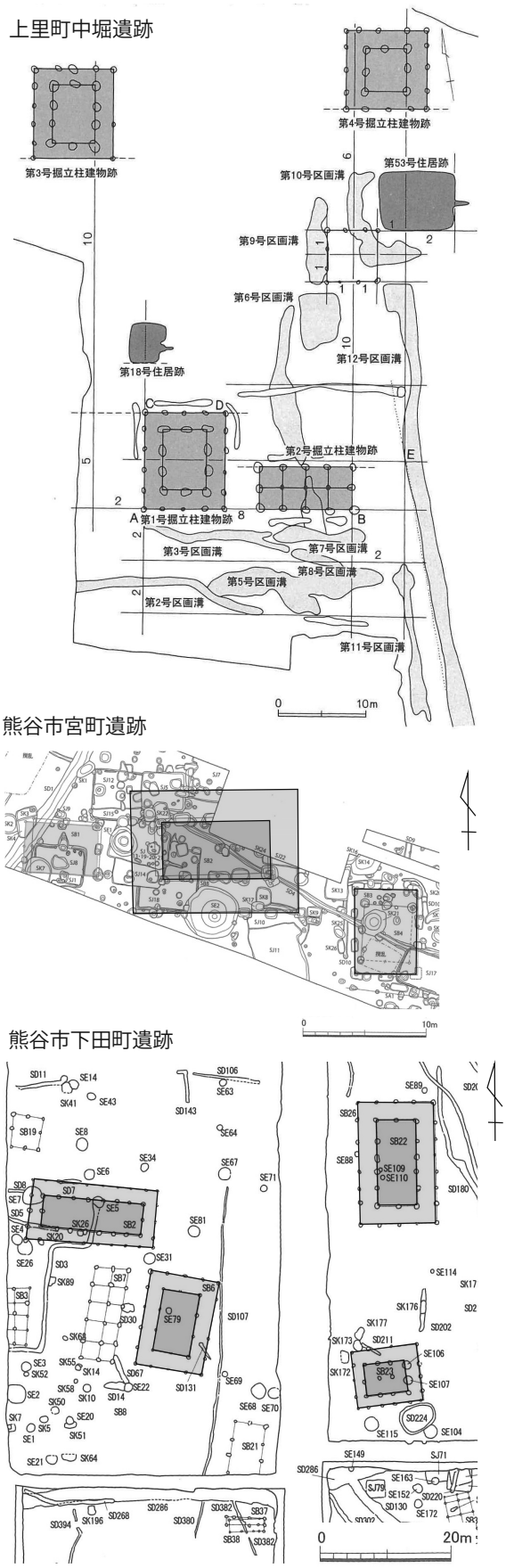

第５図　平安時代の豪族居宅

る。変化の方向性が、明瞭だからである。

この図から以下のことが読み取れる。

①大きな柱穴は、大径木で背の高い柱をすえたと考えられる。次第に柱穴は、小形化することから、柱が小径木化していくようである。柱の小径木化は、良質木材の枯渇に加え、建物空間が低くなった、柱が短くなったことも関連すると考えられる。寺院金堂に代表される仏殿建築は、仏教の作法が座式に変化するに伴い、土間から床張りに変わったからである。

②梁行の柱間は、８世紀代の梁行三間から９世紀中葉以降、梁行二間に淘汰される。（註 10）

③幡羅遺跡 47 号建物や若葉台Ｂ地点２号建物は、廂幅も狭く、１－⑥（ア）の要素を兼ね備えるが、このような建物は、郡家の政庁正殿にみられる。次第に廂の幅は広くなっていく。

④大半の四面廂建物の身舎、廂が、京呂組である。少なくとも平側廂は京呂組である。（註 11）

⑤屋根の形は、８世紀には、入母屋造り、寄棟造りがみられるが、10 世紀には、切妻造りの可能性のある建物がみられる（註 12）。しかし、屋根の造りはある型式に淘汰されたのではなく、その前後も多様な型式がみられる。

３－３　遺跡の中の四面廂建物

ここまでみてくると、一地域の一口に四面廂建物といっても、実に多様であることが分かる。つまり、ある四面廂建物の造営は、四面廂建物という一系列の型式（一定の規範）の下に建築されたのではなく、個々の遺跡の「多様な需要」に合わせて、選択された習得技術の複合によって、誕生したことが予測される。

そこで「多様な需要」を解明できれば、四面廂建物の「型式」化の糸口が、つかめるかもしれない。「多様な需要」とは何か、郡家や国府の館、豪族の居宅（家）、仏教寺院の仏堂（仏殿）、神社の社殿といった造営目的である。

ここでは、四面廂建物とほかの建物の配置関

係や立地から、つぎの二系統に造営目的を分けて考えてみたい。

①宗教施設

柳沢Ａ遺跡１号建物や築道下遺跡Ｆ区 13 号建物は、立地に特徴があり、前者は山寺、後者は津寺の御堂と考えられる。柳沢Ａ遺跡１号建物は、竪穴住居群よりも高い場所に建てられた御堂である。また、築道下遺跡Ｆ区 13 号建物は、多数の掘立柱建物や竪穴住居群で構成される川津の宗教施設（津寺）の御堂である。

また、花小路遺跡１号建物や西龍ヶ谷遺跡１号建物などは、竪穴住居と小型掘立柱建物から構成される集落の一画に建てられた御堂であるが、その集落の出土遺物は奢侈性や宗教性がみられない。四面廂建物も一棟のみ単独で建てられており、付属する屋舎もみられない。いわゆる「村堂」であろうか。

さらに、諏訪木遺跡は、木製祭祀具を伴う祭祀を行った小川の至近に、複数棟の四面廂建物が建てられた。この祭祀行為と四面廂建物が、無関係といえない以上、８（９）号、28 号建物は、宗教施設と考えておくべきである。

以上の建物は、平面形が方形に近い梁行２間、三間四面の建物である。また、身舎、廂とも規模は、ほぼ共通する。

宗教施設といっても中堀遺跡４号建物は異なる。居宅や館に建立された持仏堂のような建物である。同建物からは、多数の食器や油煙の付着した土師器などが出土したことから、明かりを灯した宗教行為にかかわる施設であることに違いはない。中堀遺跡が勅旨田の経営拠点であるならば、その経営にかかわる現地管理者の持仏堂と考えたい。

この建物は、平面は二間四方の正方形であるが、台輪より上は、三間四方か、少なくとも正面は、三間の中央に観音扉を付けた建物であり、これまでの三間四面の建物からは、登場しない系統の建物である。

②居住施設

いっぽう、四面廂建物の直近に付属屋がみられたり、周囲を塀や築地で囲んだりする場合は、館や居宅の主殿（居住施設）と考えられる。館や居宅にかかわる幡羅遺跡、若葉台遺跡、宮町遺跡、北島遺跡などは、四面廂建物が単独で発見されたが、中堀遺跡や下田町遺跡では、複数棟発見された。

幡羅遺跡は、幡羅郡家の館院主殿、若葉台遺跡は、評価は様々だが、地域経営拠点（豪族の居宅）の主殿と考えられる。飛鳥および奈良時代の遺跡であり、両遺跡から畿内産暗文土器や陶硯、腰帯具などが出土した。都城や地方官人とのかかわりが色濃く、奈良時代、地域経営にあたった人物が、造営した建物と考えたい。なお、梁行一間の長屋が、至近に付属することも共通している。

また、平安時代になると、宮町遺跡や北島遺跡で四面廂建物が単独で造られた。ただし、両遺跡とも調査区の制約から全貌が明らかではないが、至近に付属屋が建てられた。いっぽう、中堀遺跡や下田町遺跡では、複数棟の四面廂建物が建設された。そのなかには、やはり付属屋をＬ字形（中堀遺跡１号建物と２号建物）、または平行（下田町遺跡６号建物と７号建物）に配置した建物がある。

４遺跡とも緑釉陶器や陶硯などの出土が際立ち、中央との交流や地域における経済的な優位性をうかがえる遺跡である。豪族の居宅や勅旨田の経営拠点、国司にかかわる「府外の館」などが想定される遺跡である。

なお、館や居宅の主殿は、飛鳥・奈良時代の幡羅遺跡は五間四面屋、若葉台遺跡は四間四面屋、平安時代の下田町遺跡は七間四面屋と五間四面屋、北島遺跡は五間四面屋、宮町遺跡は四間四面屋と、桁行の柱間が前述の宗教施設に比べ多

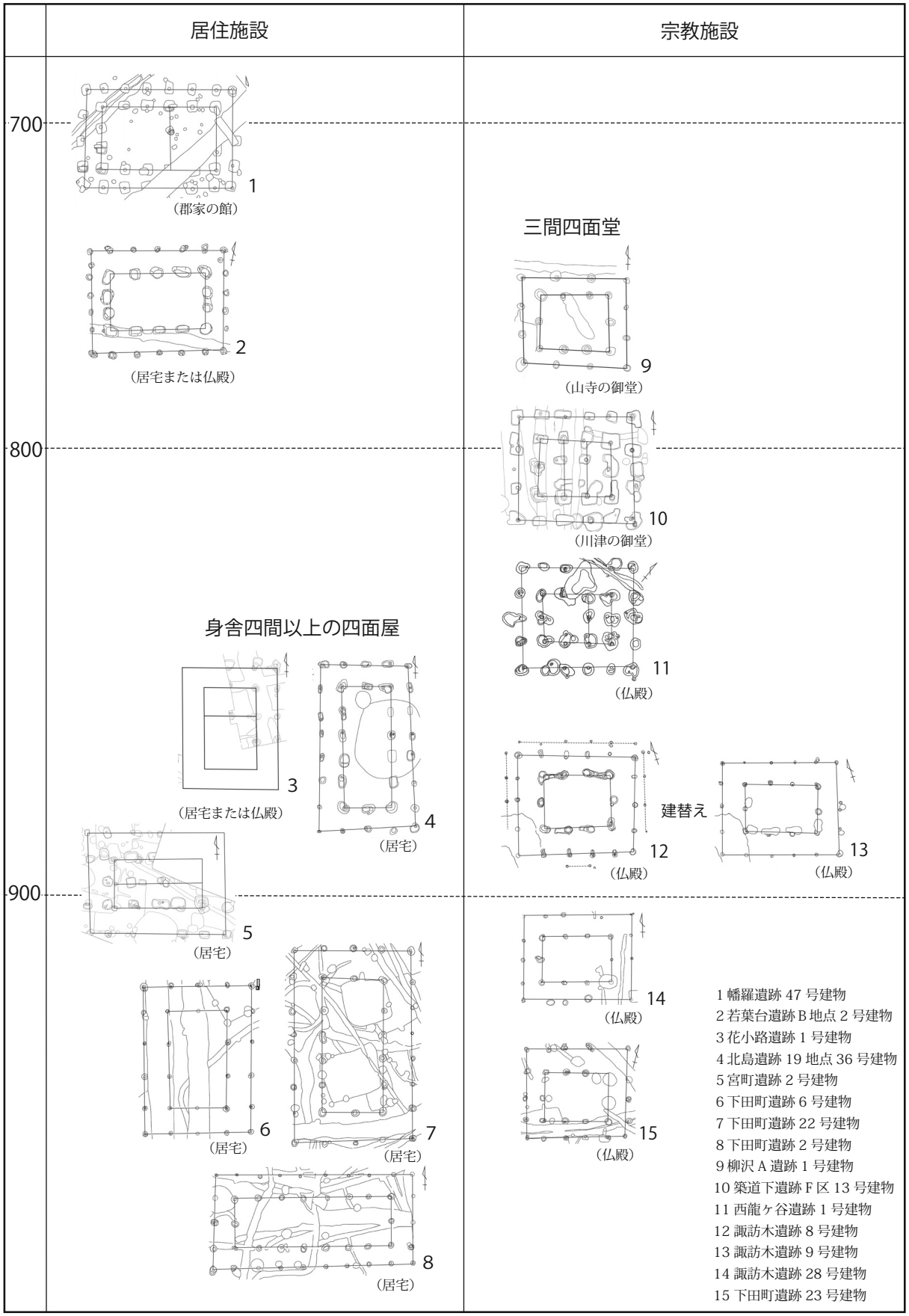

第６図　四面廂建物の変遷（１）

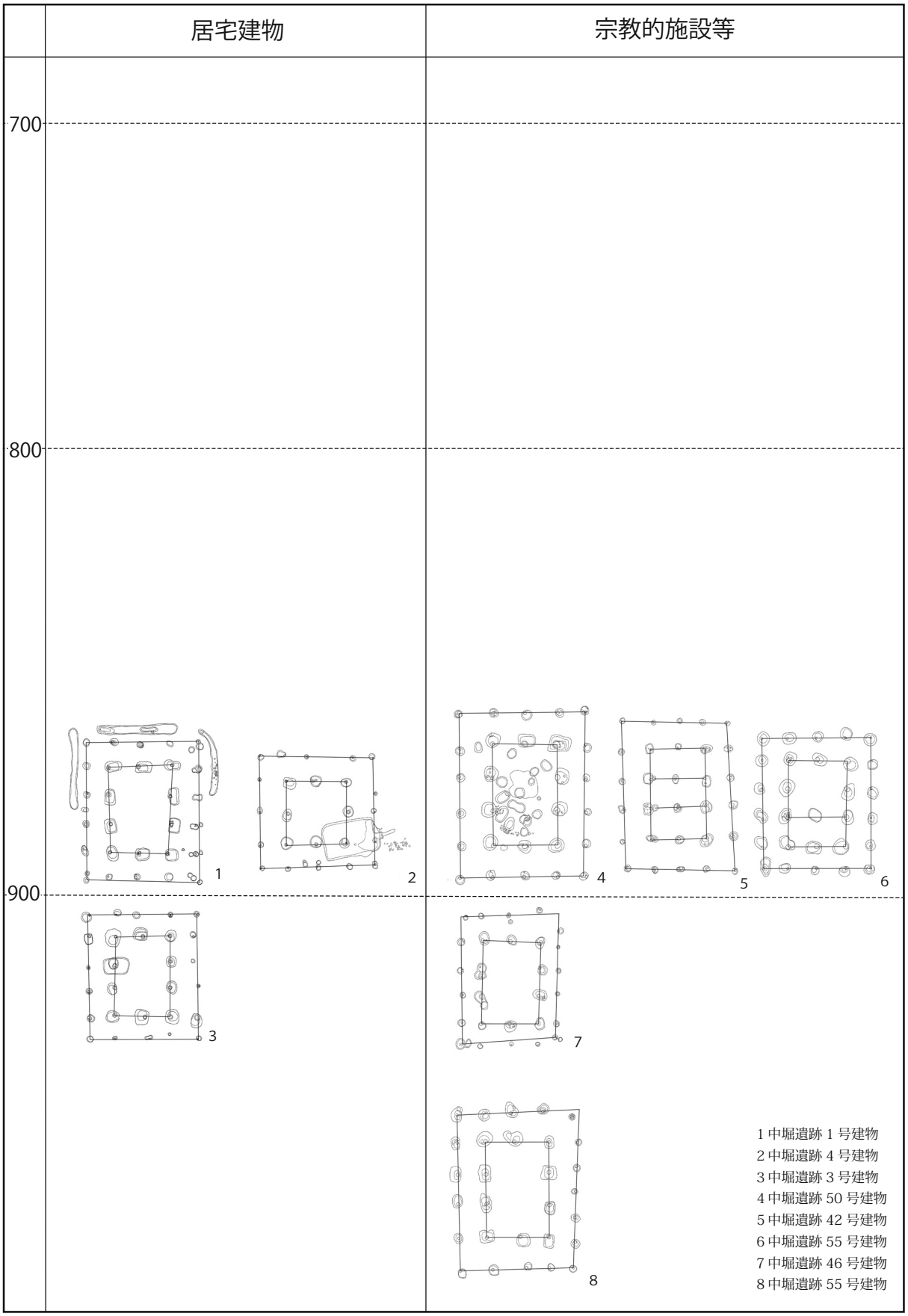

第７図　四面廂建物の変遷（２）

い（長い）ことが特徴である（註 10）。この点は、重視しておく必要があろう。

しかし、中堀遺跡を除き、どうやら宗教施設としての三間四面堂と、居住施設としての四間以上の四面屋は区別できそうである。

つまり、三間四面堂は、共通した平面プランで造営された可能性が高く、身舎や廂の京呂組、床束、大引きを用いて床を張るなどが一致する。しかし、身舎の軸組、屋根形状に一貫性は認められない。このことは、三間四面堂が登場した 8 世紀末から 10 世紀まで、建物の型式を外郭では保持しながら、細部で型式変化を遂げた証と考えたい。型式変化は、身舎柱が大径木から小径木となったり、床束が消滅したりすることなどである。

いっぽう、居住施設としての四間以上の四面廂建物は、付属屋のＬ字形配置や平行配置などを確認することができる。中堀遺跡や宮町遺跡、下田町遺跡などには、寝殿と脇殿の関係をうかがうことも可能である。古くは、政務の中心的施設としてスタートした館や政庁正殿であったが、9 世紀以降、府外の館や豪族の居宅に建物型式が取り入れられた。9 世紀中葉には、梁行が三間から二間となることとあわせて、桁行も四間以上となっていく。

まとめ

四面廂建物を建築学的に復元する意義は、古代の地域社会における社会集団の階層性や精神構造について、地域や集団に圧倒的存在感を放つモニュメントから解明することである。

そこで、本稿では、埼玉県北部（北武蔵地域）の四面廂建物について、まず建築的復元を行い、構造の特色とその変遷、そして建築目的を明らかにすることとした。

ところで、四面廂建物は、奈良時代から平安時代にかけて、さまざまな遺跡で造営された。仏堂や社殿のような宗教施設、郡家の政庁正殿や館の主殿、豪族居宅の主殿のような居住施設である。

当初、居住施設として建てられた建物が、のちに宗教施設として使用されること、使用目的の変更はしばしばみられ、遺跡に残る最終的な消費行動から、造営の当初目的をさぐることは比較的難しい。たとえば、私邸が仏殿に転用された事例などは、枚挙に暇がない。

しかし、遺跡に残る柱穴は、当初のあるいは転用時の造営目的を色濃く残す。たとえば、同じ桁行三間×梁行二間の建物であっても、建物配置や空間構成、規模等から門や倉、雑舎（納屋・厨等）を推定することができる。

とくに四面廂建物は、身舎や廂の柱並びや配置から、軸組や床組み等の復元が、ある程度可能である。この復元を基に本稿では、北武蔵という小地域において、四面廂建物の型式学的な連続性を検証した。おそらく、この建物型式の遡源は、宮都の邸宅や古代寺院、あるいは地方の瓦葺寺院や古墳時代の豪族居館に求められるであろう。なお、ここでは飛鳥時代末に幡羅遺跡に登場した郡家の主殿建物を埼玉県北部地域における奈良、平安時代の四面廂建物の始まりと考え資料の検討を行った。

まず、四面廂建物の建築工程について、①建築材料（資材）の入手、②建築部材の加工、③柱穴の掘削、④柱をすえ部材の組み立て、⑤屋根や床板、壁板の設置、⑥扉や蔀戸など建具のはめ込みなどに分け、一般的な工程を確認した。

また、①桁行と梁行の柱通り、②身舎柱と廂柱の規模、③平と妻の廂幅、④屋根の造り、床の構造などを確認した。これは、柱穴の配列（平面プラン）から軸部の構造、床の張り方、廂と縁、屋根の造りなどを復元する基礎作業となるからである。

つぎに、この建築工程と構造に基づき、埼玉県北部の四面廂建物 12 遺跡 20 例について、個別

に復元的検討を行った。その結果、7つの特徴を見い出すことができた。

①諏訪木8号建物、北島遺跡19地点36号建物を除き身舎、平側廂とも京呂組である。

②幡羅遺跡47号建物を除き妻側の廂も京呂組である。

③幡羅遺跡47号建物、築道下遺跡F区13号建物、西龍ヶ谷遺跡1号建物、花小路遺跡1号建物、宮町遺跡2号建物は、床束の柱穴がみられる。宮町遺跡2号建物のみ桁行方向に大引きを渡したが、ほかは梁行方向に渡していた。

④床束の柱穴はないが、北島遺跡19地点36号建物、諏訪木遺跡8号建物などは、身舎の柱に枘穴を穿ち、床梁を指し込み、床板を張ったと考えられる。

⑤小屋組みについては、身舎と廂の隅柱の関係から、入母屋造り、寄棟造り、切妻造りが考えられる。

⑥建物の大きさ（平面プラン）は、身舎の形状によって四種がみられる。（ア）梁行三間、桁行四間以上の長方形、（イ）梁行二間、桁行三間のやや方形に近い長方形、（ウ）梁行二間、桁行四間または柱間の長い桁行三間の長方形、（エ）梁行二間、桁行五間以上の長い長方形である。

⑦身舎と廂の柱穴の大きさは、三種がみられる。（ア）身舎と廂の柱穴が大きい、（イ）身舎の柱穴が大きく、廂の柱穴が小さい、（ウ）身舎と廂の柱穴が小さいである。

また、四面廂建物の変遷図を作成し、5つの特徴を読み取った。

①次第に柱穴が小形化することから、大径木で背の高い柱から小径木で低柱へと変わった。柱の小径木化は、良質木材の枯渇化と仏殿建築が、仏教の作法の立式から座式への変化に伴い、土間から床張りに変わったことと関係する。

②梁行の柱間は、8世紀代の梁行三間から9世紀中葉以降、梁行二間に淘汰された。

③幡羅遺跡47号建物や若葉台B地点2号建物は、廂幅も狭いが、次第に廂幅は広くなる。

④大半の四面廂建物の身舎、廂が、京呂組である。少なくとも平側廂は京呂組である。

⑤屋根の形は、8世紀には、入母屋造り、寄棟造りがみられるが、10世紀には、切妻造りの可能性のある建物もみられる。しかし、屋根の造りは多様であった。

このように、一口に四面廂建物といっても、一地域の中でも多様であることがわかった。しかし、その造営目的を宗教施設と居住施設に仮定し検討すると、平安時代に中堀遺跡を除き、宗教施設としての三間四面堂、居住施設としての四間以上の四面屋という主殿の型式が存在することが明らかとなった。

宗教施設の三間四面堂は、方形に近い共通した平面プランである。これは、古代寺院の金堂から系譜をひくのであろうか。身舎や廂の京呂組、床束、大引きを用いて床を張ることなども共通する。しかし、身舎の軸組や屋根の造りには、一貫性は認められない。

いっぽう、居住施設の桁行四間以上の四面廂建物は、至近に三間屋や四間屋がL字形、平行に付属して配置されている。この付属屋は、中堀遺跡や宮町遺跡における主殿と脇殿、といった邸宅の主要建物の関係を考えておきたい（註14）。

なお、飛鳥、奈良時代の郡家や国府の館主殿、政庁正殿建築は、平安時代のこれら豪族居宅の主殿には継承されなかった。たとえば、身舎の梁行が、三間から二間となることも象徴的である。小屋組みの束組、叉組とあわせて検討していく必要がある。

なお、豪族居宅の主殿は、柱穴の小型化、柱の小径木化が進むことが明らかである。しかし、東国全般に言えることだが、11世紀から12世紀前半にかけての資料が、発掘調査によって確認されておらず、中世の主殿建物へそのままつな

がるか、明らかにすることができない。

今後、宮都や国府などの建物との比較、同じく四面廂建物が集中する房総半島の諸例との比較などを行い、型式学的な遡源や連続性あるいは地域性をさらに明らかにしていきたい。

なお、本稿の一部は、熊谷市立熊谷図書館において、熊谷を彩る発掘出土品展「くまがやの発掘60周年」記念講座「古代の大形建物を復元する」（令和3年11月16日）でお話しさせていただいた。この機会を与えていただいた蔵持俊輔氏、および熊谷市教育委員会、同市図書館の方々には、記して謝意を表したい。

註1　このなかには、身舎の外にめぐる側柱がいかにも不揃いで、果たしてどのような建物に復元できるのか、難しい事例もある。しかし、こうした事例を最初から取捨せず、検討の余地を残した事務局に敬意を表したい。こうした事例にこそ、建物を復元するうえで貴重なヒントが、隠されているからである。

註2　「北武蔵」は、古墳時代以来、上毛野と政治的、経済的に結びつきの強い地域であったが、上野地域には、北武蔵地域と類似した四面廂建物はみられない。この点、北武蔵地域はこの時期に限り、地域連合の象徴として、四面廂建物を独自のモニュメントとして採用したと考えられる。

註3　例えば鹿嶋神宮では、常陸国那珂郡の杣山から鹿嶋神宮へ材木が供給されていた（『日本三代実録』貞観八年〈866〉正月二〇日条）。おそらく那珂郡の杣山は、那珂川をさかのぼった水戸市近郊の丘陵地と考えられる。

註4　掘立柱建物では、柱の根元を土中に埋設し固定するため、柱上部で桁行を一直線に揃えるできるとする考えもある。しかし、亀甲型に配列された柱穴をどう解釈するか。また、壁（板）が斜めに歪んで張られることについて、どう解釈するかが問題である。そこで、掘立柱建物にも折置組と京呂組が存在したとすることが合理的である。

註5　法隆寺東院伝法堂が、この例である。伝法堂は、身舎柱の上に桁を置き、大虹梁を張り、廂柱の上に頭貫を置き、繋ぎ虹梁を張る。その上に二重虹梁や蟇股をおいて小屋組みが行われている。天井はない。

註6　法隆寺西院金堂がこの例である。金堂は、身舎、廂とも側柱の上に頭貫を置き、三手先の組物を行い、廂に梁を張り廂をまず固め、つぎに身舎を固めた。

註7　埼玉県最南端、東京都に隣接する所沢市東京道南遺跡からも、四面廂建物が発見されている（飯田1993）。しかし、列挙した遺跡の分布から大きく離れることから、ここでは、北武蔵地域から外し検討を進めたい。

註8　四面をめぐるのは、廂ではなく、幅広の縁である可能性もある。しかし、その場合、相当深い出の軒を想定する必要がある。また、その軒を支える組み物を身舎の柱上に考えなくてはならない。廂とするならば、廂の外にめぐる小穴は、そのための軒支えであろうか。

註9　なお、下田町遺跡2号建物や北島遺跡19地点36号建物は、廂の平面形が台形だが、身舎の隅柱を結んだ線は、正確な長方形である。この点を重視したい。身舎と廂が一体の屋根構造であるならば、どのように軒の始末を考えるのか。復元では、軒高に高低差を生じさせないような工夫が必要である。
一般に「付け廂」として、身舎から廂の屋根を独立させて想定しがちだが、「回」字形の平面形では、身舎と廂の屋根が一体であることを前提として考察を進めたい。

註10　古墳時代のいわゆる豪族居館にかかる大型建物、およびその系譜をひく建物は、梁間三間以上の事例が多い。豪族居館とされる群馬県高崎市三ツ寺Ⅰ遺跡は三間、奈良県桜井市上之宮遺跡は三間、武蔵国初期国司館とされる東京都府中市御殿前遺跡は四間などである。

註 11　このことは、柱穴の掘り方の配置や建物の建て方に、共通の手順が存在していた可能性をうかがわせる。しかし、多様な平面形、多様な小屋組みや屋根形状などを考慮すると、一人の技術者がいれば、なにも伝習し、熟練しなければ到達できない技術とは考えにくい。建て方のときは、大勢の人数が必要だが、部材の工作には、得手や不得手があるからである。むしろ必要なのは、枘穴を削り、枘を作り、斗や肘木を組み、床板を平滑に仕上げる精確な技術である。おそらく８世紀の末から９世紀にかけて多数の四面廂建物が出現した背景には、そうした部材加工に携わった技術者が、国府や国分寺の建立、地域における積極的な開発にかかわり、熟成されていったと考えたい。

註 12　古墳時代にも家形埴輪に切妻造り、寄棟造り、入母屋造りの建物が見られる。また、奈良県佐味田宝塚古墳の家屋文鏡にもそれらの建物が描かれた。さらに、「額田寺伽藍並条里図」（国立歴史民俗博物館）によると額田寺は、南門は切妻造り、中門、金堂、講堂、僧房は寄棟造りである。

註 13　ただし、中堀遺跡だけは、多数の三間四面建物によって構成されていた。そのなかには、甕据え穴を伴う建物もある。このことは、四面廂建物を一概に居住施設か、宗教施設かと論じることの危険性を示唆する。北武蔵地域にあって、中堀遺跡は、異例なのかもしれない。

中堀遺跡と同様、複数棟の四面廂建物が発見された例として、群馬県高崎市黒熊八幡遺跡（山口 1996）や千葉県木更津市久野遺跡（小林・新田ほか 1999）をあげることができる。ただし、前者は、礎石建物で構成された山の寺院である。今後、地域開発と宗教のかかわりについて、さらに検討を進める必要がある。

註 14　居住施設については、今後、国府の国司館や郡家の館との共通性、連続性、または古墳時代の豪族居館からの系譜を検討していく必要がある。本稿では準備がないが、政務の中心的施設としてスタートした館や政庁正殿が、四面廂建物を採用したが、９世紀以降、府外の館や豪族の居宅にこの建物型式が取り入れられた過程を明らかにしていく必要がある。

また、この四面廂建物が、地域経営の象徴として、また宗教施設の象徴として造営されたならば、やはり埼玉県北部や房総地域のように集中する地域と、過少な地域が存在することが自然である。たとえば、瓦葺の古代寺院が、地域的に偏在していることと近く、全国一律の「律令国家」というイメージとは程遠い。これが、現実である。

引用・参考文献

赤熊浩一・岡本健一　2004・2005　『下田町遺跡Ⅰ・Ⅱ』（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
飯田充晴　1993　『東京道南遺跡』所沢市教育委員会
植木智子　1997　「柳沢Ａ遺跡」『滑川嵐山ゴルフコース内遺跡群』滑川嵐山ゴルフコース内遺跡群発掘調査会
海野　聡　2017　『古建築を復元する―過去と現在の架け橋―』吉川弘文館
江口　桂　2012　「東日本における古代四面廂建物の構造と特質」『四面廂建物を考える』報告編　第 15 回古代官衙・集落研究会報告書　奈良文化財研究所
加藤恭朗　2005　『若葉台遺跡Ⅵ』坂戸市遺跡発掘調査団
木戸春夫　2010　『宮町遺跡』（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
剱持和夫・山本靖　2000　『築道下遺跡Ⅴ』（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
小林清隆・新田浩三ほか　1999　『矢野川ダム埋蔵文化財調査報告書２―木更津市久野遺跡―』（財）千葉県文化財センター
佐藤忠雄　2006　「西龍ヶ谷遺跡」『岡部町史』原始・古代編　深谷市教育委員会
田中広明　1997　『中堀遺跡』（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団

田中広明　2002 『北島遺跡』（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
知久裕昭　2008 『花小路遺跡』深谷市教育委員会
知久裕昭　2009 『幡羅遺跡Ⅳ』深谷市教育委員会
奈良文化財研究所　2012 『四面廂建物を考える』資料編　第 15 回古代官衙・集落研究会報告書
西　和夫　1990 『図解　古建築入門―日本建築はどう作られているか―』彰国社
宮本長二郎　2010 『新装版　平城京（日本人はどのように建造物をつくってきたか）』草思社
村田健一　2006 『伝統木造建築を読み解く』学芸出版社
山口逸弘　1996 『黒熊八幡遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
吉野　健　2001 『諏訪木遺跡』熊谷市遺跡調査会

研究紀要 第３６号

２０２２

令和４年３月１０日　印刷
令和４年３月１７日　発行

発　行　公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
〒 369 － 0108　熊谷市船木台４丁目４番地１
https://www.saimaibun.or.jp
電　話　0493 － 39 － 3955
印　刷　関東図書株式会社